

玄海原子力発電所及び川内原子力発電所
発電用原子炉設置変更許可申請書のマスキングの考え方について
(特定重大事故等対処施設に対する有毒ガス防護)

玄海原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書公開版（原規規発第2001297号、令和2年1月29日許可）及び川内原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書公開版（原規規発第2001296号、令和2年1月29日許可）のうち、「本文五号」及び「添付書類八 10章」他における特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に対する有毒ガス防護に関する記載内容については、「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」（平成28年8月2日、原子力規制委員会）を踏まえ、事業者としてマスキングを施し提出している。

その後、原子力規制庁殿と関西電力殿の面談において、以下のとおり、公開の考え方^{*}が整理されたことから、今後、特重施設を構成する設備の名称は特定されないようマスキングを施した上で、有毒ガス防護に関する記載内容をマスキング対象外とする方針に見直す。

※公開の考え方：2020年7月7日面談資料より

- 審査書「関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について－有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更について－」（令和2年1月29日、原子力規制委員会）は、情報公開法及び「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」に基づき、特重施設に対する設計情報であることを特定する手がかりになるものはないと、原子力規制委員会として判断し、公開されたものである。
- 審査書の「IV-4. 1 緊急時制御室（第42条関係）」に記載した申請者の設計については、高浜発電所原子炉設置変更許可申請書の本文五号及び添付資料八の10章における特重施設に対する有毒ガス防護の申請内容を記載したものであり、上述のとおり特重施設に対する設計情報であることを特定する手がかりになるものはない。

以 上